

令和7年度

学校危機管理マニュアル

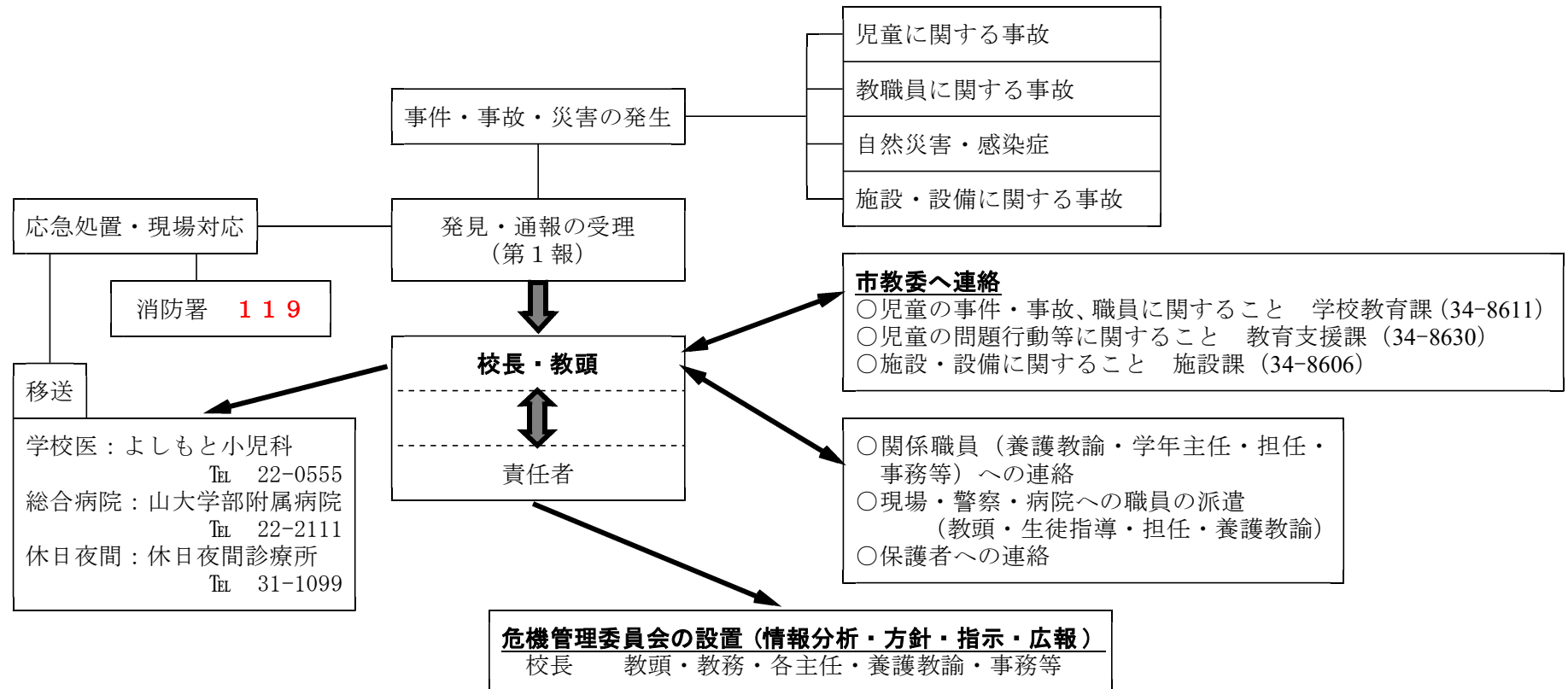
宇部市立上宇部小学校

目 次

1	緊急時連携体制	・・・	1
2	地震災害	・・・	4
3	風水害	・・・	7
4	不審者侵入	・・・	8
5	110番通報マニュアル	・・・	10
6	防火管理・学校災害等規程	・・・	11
7	学校給食におけるアレルギー事故防止マニュアル	・・・	13
8	食中毒発生時の対応	・・・	18
9	異物混入時の対応	・・・	23
10	不審者への緊急対応	・・・	27
11	火災発生時の緊急対応	・・・	28
12	地震発生時の緊急対応	・・・	29
13	交通重大事故への緊急対応	・・・	30
14	避難経路	・・・	31
15	弾道ミサイルによるJアラート受信時の行動について		33
16	学校安全計画	・・・	34
17	緊急時引き渡し訓練実施計画案	・・・	36

令和 7 年度 宇部市立上宇部小学校 緊急時連携体制

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



※①～③は責任者順位とする

上宇部小学校 電話 21-3159 FAX 21-3364	① 校長 携帯；	② 教頭 携帯；	③ 教務主任 携帯；	④ 生徒指導主任 携帯；	⑤ 教育相談主任 携帯；
-------------------------------------	-------------	-------------	---------------	-----------------	-----------------

危機管理委員会の設置（情報分析・方針・指示・広報）

校長 教頭・教務・各主任・養護教諭・事務等

情報収集

（担当：教頭）

○情報収集係

- ・責任者（生徒指導主任）
- ・担当（生徒指導部）

○記録・広報係

- ・責任者（教務主任）
- ・担当（専科部）

- ・ 5 W 1 H を時系列で
- ・ 関係児童のプロフィール
- ・ 学校生活の様子、指導や相談歴対応、情報はメモで係に集約
- ・ ネット情報も収集
- ・ 人権や安全への配慮
- ・ 公表用文案の作成
- ・ 会見用 Q & A の作成

緊急職員会議

（情報共有・対応）

○教員の役割分担

人員配置計画の確認

○関係児童・保護者対応

- ・連絡担当者の指名・確認
- ・保護者、本人の意向確認

○全校児童・保護者対応

- ・連絡、公表内容の確認
- ・心のケア
- ・二次被害の防止
- ・情報管理
誤った情報や憶測による情報の広がりを防ぐ。
統一文案による指示
- ・保護者連絡の内容・方法

報道機関対応（校長・教頭）

- ・誠実な対応
- ・確実な情報のみ統一文案で
- ・記者レク、記者会見の検討
（Q & A の作成・係分担等）
- ・市教委・警察との連携
- ・電話係の指名

緊急協議 — 市教委・警察・校医

○市教委への連絡・協議

学校教育課	3 4 - 8 6 1 1
教育支援課	3 4 - 8 6 3 0
教育施設課	3 4 - 8 6 0 6
社会教育課	3 4 - 2 7 8 0
人権教育課	3 4 - 8 6 1 8

○警察署・消防署への連絡

宇部警察署	2 2 - 0 1 1 0
上宇部交番	2 1 - 1 9 8 8
宇部中央消防署	2 1 - 6 1 1 1

○学校医への連絡

よしもと小児科	2 2 - 0 5 5 5
---------	---------------

PTA・自治会との連携

PTA会長
自治会長

緊急連絡

当該児童・保護者

- ・迅速、正確に事実を告げる
- ・マスコミ対応等の意思確認

職員緊急連絡
（携帯・自宅）

近隣の学校・施設

警備会社
Tel 0827-24-8800

■ 救急連絡体制

(1) 救急車の要請

- ・消防署 119
- ・警察署 110(または22-0110)

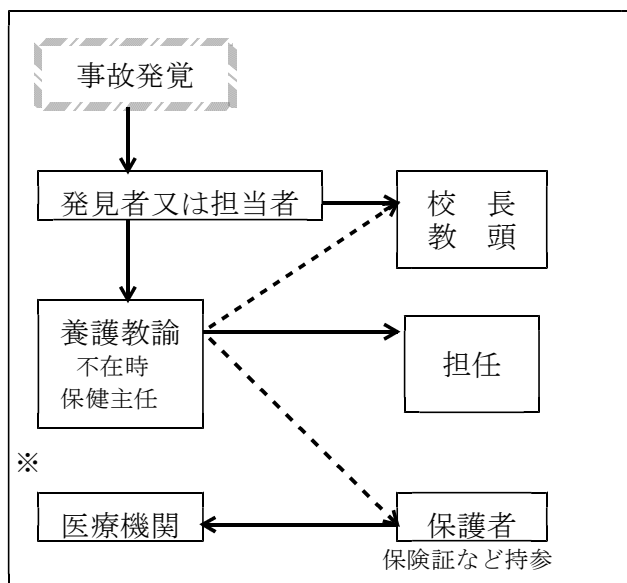
救急車要請基準

- ・心停止、呼吸停止の状態
- ・意識障害がある状態
- ・ショック症状（蒼白・脱力感・脈異常・冷汗・あくび等）
- ・けいれんが持続する状態
- ・激痛が持続する状態
- ・多量の出血や骨の変形を伴う状態
- ・大きな開放創をもつ状態
- ・広範囲に火傷を受けた状態 等

救急車への通報事項

- ①目的地 宇部市大小路3-2-17
宇部市立上宇部小学校
- ②だれが 氏名 ○○○○
男（女）○歳（○年生）
- ③どこで 負傷、被災場所
- ④どこを 負傷部位
- ⑤どうした 状況
意識がない・ある
- ⑥通報者名 自身の名前を告げる
- ⑦学校Tel 21-3159

(2) 緊急時の対応



(3) 関係機関連絡先

上宇部交番	21-1988
宇部市教育委員会	
＜学校教育課＞	34-8609
＜教育支援課＞	34-8630
上宇部中学校	31-1369
琴芝小学校	21-9145
ふれあいセンター	21-1473
ときわタクシー	21-4141
中央交通タクシー	21-0121

(4) 医療機関

診療科目	病院名	電話番号	診療時間
内科	よしもと小児科	22-0555	8:30～12:30 14:30～18:30 〔土pm・日祭休診 木16:30迄〕
歯科	山本歯科	22-6480	9:00～12:00 14:00～18:00 〔土pm・日祭休診〕
	進太郎歯科クリニック	45-3118	9:00～12:30 14:30～19:00 〔土～17:30 水pm・日祭休診〕
耳鼻咽喉科	猪熊耳鼻咽喉科	35-8787	9:00～12:30 14:00～18:00 〔木pm・日祭休診〕
眼科	長谷川眼科	36-4688	9:00～12:00 14:00～17:30 〔木土pm・日祭休診 金19:00迄〕
総合病院	山大医学部附属病院	22-2111	8:30～17:00 〔土日祭休診〕 脳神経外科ホットライン（24時間） 090-4890-3473
休日 夜間	宇部市 休日夜間診療所	31-1099	休日 9:00～17:00 夜間 18:00～21:00

I 地震災害

1 在校中に発生した場合

(1) 地震の発生、対応を知らせる

校内放送またはハンドマイク、メガホン、ホイッスル等で

(2) 児童の安全を確保する（第一次避難・・・その場で身を守る）

- 教職員の毅然とした態度及び大きな声による明確な指示

◇ 教室	頭部保護、机の下への避難	
◇ 体育館	その場に伏せ、落下物を避ける	
◇ 校庭	建物からの落下物を避け、中央に避難	
◇ 特別教室	頭部保護、机の下への避難	二次災害防止の措置
◇ プール	プールから上がり、安全な場所に避難	
◇ 階段・廊下	中央で伏せ、落下物から身を守る	

- 配慮する児童への対応
- 二次災害の防止（薬品、ガラス等）

(3) 屋外への全校避難の指示をする。

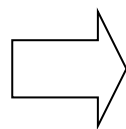
- 避難経路の安全確認 **【避難経路】**

(4) 屋外へ避難をする。[第二次避難・・・屋外（原則運動場）へ]

- 避難前の人員確認
- 的確な指示「押さない 駆けない しゃべらない 戻らない」（「おかしも」の徹底）
- 教職員の連携による避難誘導
- 名簿携行 児童確認用・緊急連絡用（職員室に常備）

(5) 避難後の安全を確保する。

- 人員の安否の確認
避難誘導教員→学級担任→学年主任→情報連絡係（教頭または教務主任）→校長
- 負傷者の確認と応急処置
- 行方不明者の搜索活動
- 消火活動
- 負傷者について関係機関等への連絡、対応
- 負傷者について保護者への連絡
- 非常持ち出し品の搬出
- 学校が危険地域の場合は、第三次避難開始
- 広域避難地の責任者の受指示



第3次避難場所

運動場が地割れの時
サブグラウンド
大きい津波が予想されるとき
第2校舎3階
さらに大きい津波なら
風呂ヶ迫二号児童公園

(6) 学校地震災害対策本部を設置する。

- 教職員の役割確認と校長による指揮統括
- 校舎外避難場所での対応
- 校舎施設の被害状況の把握
- 被害状況の報告
- 外部との対応（窓口の一本化）
- 保護者への連絡
- 情報収集
- 教育委員会への連絡、受指示
- 屋外避難後の対応決定
- 避難継続または保護者への引き渡し

2 登下校中に発生の場合

- (1) 校内を巡視し、残留児童の安否を確認する。
- (2) 通学路を巡視する。
- (3) 保護者、PTA、地域と連携し、児童の所在を確認する。
- (4) 引き渡し可能な児童は、確実に保護者に引き渡しをする。
- (5) 引き渡し不可能な児童は、学校で保護する。
- (6) 教育委員会へ通報するとともに、指示を受ける。
- (7) 児童については、発生時の対応について日頃から十分指導しておく。
 - 頭部保護、車道に出ない、危険物から離れる等
 - 帰宅不可能→避難場所または学校に近い方への避難

3 校外学習中に発生の場合

- (1) 児童の安全を確保する。
 - 正確な状況把握と的確な判断、指示
 - 施設等管理責任者の指示
 - 運転手、車掌の指示
- (2) 最寄りの避難場所へ避難する。
- (3) 避難後の安全を確保する。
- (4) 学校へ連絡する。
 - 学校から保護者への連絡
 - 学校から教育委員会への連絡、受指示
- (5) 避難後の対応を確認する。

4 勤務時間外に発生した場合

- (1) 校長の判断により、必要に応じて教職員は学校に集合する。【職員連絡 緊急メール】
 - 教職員間の連絡（緊急メール配信および緊急連絡網）
 - 稼働可能な教職員の確認
- (2) 学校地震災害対策本部を設置する。
 - 児童の安否確認
 - 校舎施設の被害状況の把握
 - 情報収集
 - 被害状況の報告
 - 外部との対応
 - 保護者への連絡（緊急メール配信等）

NO	地域の避難場所	住 所	電話番号	従事者
1	上宇部ふれあいセンター	中村 2-6-15	21-1473	センター職員
2	上宇部小学校	大小路 3-2-17	21-3159	学校職員
3	上宇部中学校	沼 2-4-8	31-1369	学校職員

5 日常の指導事項

- (1) 震災に関する予防措置（※安全点検時はもちろん、日頃から次のことに留意する。）
 - ① 建物、壁、スピーカーや時計などの付随物の倒壊、落下等の危険の有無
 - ② 戸棚、ロッカー、靴箱、冷蔵庫、テレビ等の転倒・落下などの危険の有無
 - ③ 校舎東側の斜面の地滑り等の危険の有無
 - ④ 軒下、外壁のひび割れの有無
 - ⑤ 窓ガラスのひび割れなどの危険の有無
 - ⑥ 理科室の実験器具、薬品の適切な保管

(2) 避難行動についての指導内容

① 登下校時の場合

- ア 揺れを感じたら低い姿勢をとり、手に持っているバッグやかばんで頭を守る。
- イ 建物、ブロック塀、石垣、電柱、自動販売機などから離れる。
- ウ 自動車には近寄らない。
- エ 狭い道路から離れる。
- オ 橋・崖下・ため池そばに近づかない。
- カ 揺れが少し治まったら、早急に広いところへ移動する。
- キ けが人を見たら、近くの大人へ大声で知らせる。
- ク あわてて走り出さない。
- ケ 決められた通学路を通り、名札はいつもきちんとつけておく。

② 在校時の場合

〔第1次避難〕

ア 授業中

- 教室・特別教室
 - ・ 身体の保護 机の下に潜る。
 - ・ 避難出口の確保 窓、出入り口を開ける。
 - ・ 危険物の処理 火を消す。電源を切る。

イ 体育館

- 身体の保護 低い姿勢をとる。中央付近に集まる。
- 避難出口の確保 窓、出入り口を開ける。
- 危険物の処理 火を消す。電源を切る。

ウ 校舎外

- 身体の保護 低い姿勢をとる。校舎から離れ、校庭の中央に集まる。

③ 休み時間

- ア 教室・特別教室 授業中に準ずる。
- イ 体育館 授業中に準ずる。
- ウ 廊下 低い姿勢をとる。近くの教室に入り、机の下に潜る。
- エ 階段 低い姿勢をとる。壁が落ちる危険性があるので、手すり側を通る。
将棋倒しになる可能性があるので、駆け降りない。
- オ トイレ 低い姿勢をとる。ドアを少し開ける。

④ 掃除中 授業中に準ずる。

⑤ 職員室

- 身体の保護 姿勢を低くする。
- 避難出口の確保 窓、出入り口を開ける。
- 危険物の処理 ガスの元栓を締める。電源を切る。

〔第2次避難〕

放送または大声で全児童に伝え、指定場所（運動場中央）に集合させる。

Ⅱ 風 水（雪）害

1 登下校前（中）の場合

- (1) 登校の可否を決定し、緊急メール配信等によって速やかに的確な指示をする。
- (2) 登校時期については、気象状況、通学路状況等を十分に確認し、判断する。
 - 通学路の一部変更
 - 保護者同伴登校
 - 必要に応じて教員の引率、ポイントへの立ち番
- (3) 児童については、道路凍結、増水等の危険な状況時の歩行その他の行動を日頃から十分指導しておく。

2 緊急下校、避難の場合

- (1) 状況判断により、児童の緊急下校または避難の措置をとる。
 - 大洪水で校舎内に浸水の場合、第2校舎2階・3階へ避難する。
- (2) 下校時期については、気象状況、通学路状況等を十分に確認し、判断する。
 - 通学路の一部変更
 - 保護者同伴登校
 - 必要に応じて教員の引率、ポイントへの立ち番
- (3) 児童については、道路凍結、増水等の危険な状況時の歩行その他の行動を日頃から十分指導しておく。

3 学校環境衛生

- (1) 校舎内外の点検を行い、必要な措置を行う。特に、飲料水について安全の確認を行う。
- (2) 学校給食については、施設設備の衛生点検を行い、衛生について十分な配慮をする。

4 学校安全

- (1) 学校施設設備を点検し、安全確認を行い、必要に応じて適切な措置を行う。
- (2) 通学路の安全点検を行い、場合によっては通学路の変更を行う。

Ⅲ 火 災

別項「防火管理・学校災害等規程」による。

Ⅳ 不審者侵入

不審者侵入に対するマニュアル

宇部市立上宇部小学校

1 基本姿勢

本校の正門と裏門を結ぶ通路は、従来地域住民の貴重な生活道路でもある。また、給食関係業者の出入りや保護者の来校も多く、駐車場が校地内にあるといった条件があるが、児童の安全を確保するという点から児童の登校後は門を閉じ不審者の侵入を防ぐ。

また、保護者を含め来校者には、全教職員が注意を払い、進んであいさつ、声かけを行いことで不審者侵入による被害に対して未然防止を図る。

2 平常時の取り組み

(1) 校舎内外

- ◇ 来校時には、事務室を必ず通るよう伝える。
- ◇ 来校者には、来客用の札をつけてもらう。
- ◇ 札のない来校者には、必ず声かけをする。(挨拶、名前、用件等)
- ◇ 校舎への出入口は、原則として常時閉めておく。(施錠はしない。)
- ◇ 随時、校内巡視をする。(校長、教頭を中心に)
- ◇ 非常時に備え、事務室には常時最低1人いるようにする。

(2) 情報

- ◇ その日の来校予定者について、あらかじめわかっているものについては、氏名・人数・訪問時間等について掲示板に記し、事前に全職員に知らせる。
- ◇ 地域、保護者、児童から得た情報は、必ず職朝等で共通理解をする。
緊急性の高い情報は、緊急メール配信等により、注意を呼びかける。

(3) 学級指導

- ◇ 学校にいる時はもちろんであるが、登下校時の非常時の対応についても指導をしておく。
- ◇ 授業中、遊び時間中の対応の仕方、特に運動場（特別なことを除き、避難場所は運動場とする。）への避難については、日頃から指導をしておく。
- ◇ 『上宇部小学校区ハザードマップ』の活用を図る。

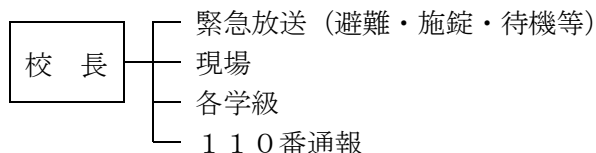
※ 登下校時の指導事項

- ・ 決められた通学路を通る。
- ・ 登下校時刻を守る。(早く登校したり、用もないのに学校に残ったりしない。)
- ・ 1人で行動しない。
- ・ 非常時には、大声を出して助けを求めたり、防犯ブザーを使用したりする。また、近くの民家やこども110番の家、上宇部交番、ふれあいセンターなどにかけこむ。
- ・ 何かあったら、すぐに警察署や学校に知らせる。

3 非常時（不審者侵入時の対応）

(1) 不審者発見と通報

- ◇ 発見者は、児童の安全確保に配慮しつつ、事務室への通報を試みる。
- ◇ 個人の携帯電話、校内インターホン（事務室－教室）を活用し、まず緊急であることを伝える。連絡をとるゆとりがない場合は非常用サイレンや非常ベルを活用し、異常を伝える。
- ◇ 通報があった場合、または情報がつかめた場合は、直ちに校長（教頭）に報告し、その場で緊急放送をかける者、現場に駆けつける者、各学級へ行く者、110番通報する者に別れて対応する。



- ◇ 全校放送で指示ができる時には、それに従う。できない時は、職員室、事務室等にいる者が別の手段（ハンドマイク等）で伝える。
- ◇ サイレンや非常ベルが鳴った場合、まず児童を落ち着かせ、情報収集を試みる。
また、非常ベルの場合、職員室・事務室にいる者は、事務室の複合盤で場所を確認した後、あらゆる場合を想定しながら駆けつける。
- ◇ 教室棟施錠の指示が出た場合の施錠場所と担当者は、下記のようにする。教室棟施錠の指示が出た際に、管理棟の特別教室等にいる場合は、その教室が施錠可能な場合施錠して待機し、施錠が不可能な場合は2階の渡り廊下を通して教室棟に避難する。（体育館は、施錠が可能）
- ◇ パニックが起らないよう、担任が児童を落ち着かせるように努め、ゆとりをもって指示、声かけを行う。
- ◇ 避難の際は、隣接する学級の教員が連携し、児童の前後につくようにする。

(2) 授業中、不審者が教室に侵入した場合（避難誘導が困難な場合）

- ◇ 児童への安全確保と避難指示
 - ・ 「すぐに運動場（運動場に避難できない場合は、別の安全な場所）に避難します！」
 - ・ 児童は「助けて！」と大声を出しながら運動場等に避難する。
- ◇ 教室から不審者が侵入したことを知らせる。
 - ・ ブザー、笛、大声を出す、火災報知機で知らせる
 - ・ 机を持って構える、机・椅子・花瓶を投げる、ガラスを割る、消火器、バケツ・・・

(3) 休み時間に不審者が侵入した場合

- ◇ 緊急放送で指示する。
- ◇ 教職員の対応
 - ・ 教室、体育館、校庭へ手分けして行き、児童の安全確保及び避難誘導する。
 - ・ 110番通報する。
 - ・ 不審者への対応
 - ・ 負傷者の応急処置をする。

(4) その他

- ・ 児童の安否確認と不安の解消
- ・ 保護者への連絡及び引き渡し

<非常時の連携機関>

- ◇ P T A生活安全部（非常時には、登下校指導の協力要請が可能）
- ◇ 見守り隊 ◇ ふれあい運動推進協議会（ふれあいパトロールを実施）
- ◇ 学童保育 ◇ 上宇部交番 ◇ 交通安全協会上宇部分会

110番通報のマニュアル

あわてず、「不審者の通報です。」と言う。

あとは、担当者が質問するので、質問されたことをはっきりと答える。

「こちらは、宇部市立上宇部小学校です。」

- ① 電話番号は、(0836) 21-3159
- ② 住所は、宇部市大小路3-2-17
- ③ 私の名前は、〇〇〇〇です。

⇨ 必ず聞かれる

現場にかけつけた警察官は、不審者が侵入した程度しか知らされていないので、状況説明をもう一度しなければならない。

【状況説明】(例)

- ① 人数・・・〇名
- ② 性別・・・男女
- ③ 年齢・・・〇歳ぐらい、〇歳～〇歳ぐらい、若者 等
- ④ 服装・・・帽子、メガネ、色
- ⑤ 人相・・・髪型、髭、丸顔、面長 等
- ⑥ 体型・・・身長〇cmくらい、背が高い・低い、がっちりしている 等
- ⑦ 持ち物・・・凶器を持っているか否か
- ⑧ 場所・・・校舎〇階、〇年〇組教室
- ⑨ 状況(被害状況)
 - ・不審者の行動、学校の対応
- ⑩ 負傷者の有無とその人数、救急車の要請
- ⑪ 逃走した場合
 - ・どちらの方面に逃げたか
 - ・車のナンバー、色、車種

《備 考》

- ◇ 避難経路は、【資料1】【資料2】を参照する。
- ◇ 障害のある児童の状況に応じた避難方法・経路
 - ① 特別支援学級または交流学級に直ちに稼働可能な教職員(教務主任、教頭等)が行き、担任と一緒に避難・誘導する。
 - ② 通常学級で配慮を要する児童(病気・けが・不登校等)については、教職員間で共通理解し対応できるようにしておく。
- ◇ 災害時における避難経路の変更方法について
 - ① 避難訓練その他学級指導等で日頃から災害時における避難経路について周知徹底しておく。
 - ② 緊急放送で避難経路を指示するが、使用できない場合は、ハンドマイク・メガホン・笛等を使用する。
- ◇ 防火シャッターについて
 - ① 安全点検
 - ・ 月1回の安全点検の日に点検をする。
 - ・ 定期的にまたは臨時に業者に点検を依頼する。

※ 引き渡し訓練は6月に行う。

令和7年度 防火管理・学校災害等規程

宇部市立上宇部小学校

第1章 総 則

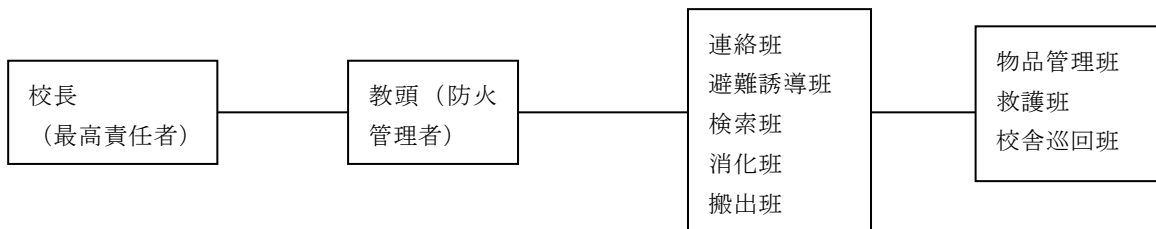
第1条 この規則は、火災その他の災害時に際して、本校児童の生命の安全と校舎・校具・公簿類の保全を図ることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、防火管理について必要な事項は、別に定める場合の外、この規程の定めるところによるものとする。

第2章 防火管理組織機構

第3条 常時の火災予防について徹底を期するため、防火管理者を置きその下に火元責任者を置く。

第4条 火災その他の事故発生時、被害を最小限度にとどめるため、次の組織によって活動する。



第3章 火災予防

第5条 1 防火管理者の指定する場所以外では、火気の使用を禁止する。

2 喫煙禁止の指定を受けた場所では、禁止を厳守しなければならない。

第6条 前条第1項の指定場所は、次に掲げる場所に限る。

1 常時火気使用場所及び火元責任者

(ア) 校長室 = 教頭

(イ) 職員室 = 教頭

(ウ) 事務室 = 事務主任

(エ) 保健室 = 養護教諭

(オ) 各教室 = 担当者

(カ) 給食室 = 栄養教諭

(キ) ダストボックス = 教頭

2 臨時火気使用場所

(ア) 普通教室 (イ) 特別教室 (ウ) その他前項以外の場所

3 前項の臨時火気使用場所において火気を使用する場合は、防火管理者に届け出なければならない。

4 敷地内全面禁煙とする。

第7条 日々の臨時火気使用状況については、職員室に明示して周知を図るとともに、火元責任者及び火気取扱者は、完全な火気管理・後始末を行い、時間外にわたる時は、防火管理者に知らせる。

第8条 防火管理関係責任者は、その警備と管理に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

1 防火管理者・・・常時・臨時・火気使用場所の巡視並びに、管理上所要の指導をすること。勤務を終えるまでに常時火気使用場所を巡視し、火気撤去等、必要な処置をとること。また臨時の火気使用についても十分な配慮を払い取り扱う。

2 担 任

(ア) 校舎内外の巡視を確実に実施すること。

(イ) 当日の火気使用状況を確認し、管理者に異常の有無を報告すること。

(ウ) 不必要な電源スイッチは、切断しておくこと。

(エ) 消防用具の点検をすること。

第9条 火災予防上の自主検査・消防設備の点検基準は、次による。

1 自主検査

区 分	事 項	検 査 者	回 数
防火上の設備	全般	防火管理者	随時・毎月始め
整理清掃状況	屋内・屋外	責任者	毎日
焚火喫煙管理	屋内・屋外	責任者	随時
火気使用施設	器具及び管理状況	防火管理者	毎週1回
電気設備	絶縁抵抗	防火管理者	毎週1回
危険物関係(可燃物)	全般	防火管理者	随時

2 消防用設備点検

区 分	事 項	外 観 的 事 項	性 能 検 査
消火器警報避難設備	全般	5月・11月	7月・12月
消火器の員数	屋内	毎月	
出入口通路の状況	全般	毎週	

第10条 前項に基づく改善を要する事項を発見した場合は、その都度防火管理者に報告し、所要の措置をとるものとする。

第4章 災害防御

校舎内外に、火災又はその他の災害が発生した場合、被害を最小限度にとどめるため、第4条に定める組織の編成により、次に定める要領によって、担任任務の遂行に当たるものとする。

学 校 災 害 処 理 規 程

第1条 本校職員は、学校もしくは学校付近に、風水害・火災・地震・不審者侵入等の災害が発生した際は、勤務時外又は休業中といえども、直ちに登校し、警戒防御消防等の非常処理に当たるものとする。

第2条 児童在校中に非常変災の発生したる時は、職員は機先を失せず非常警報をならすとともに適切なる処置をとるものとする。

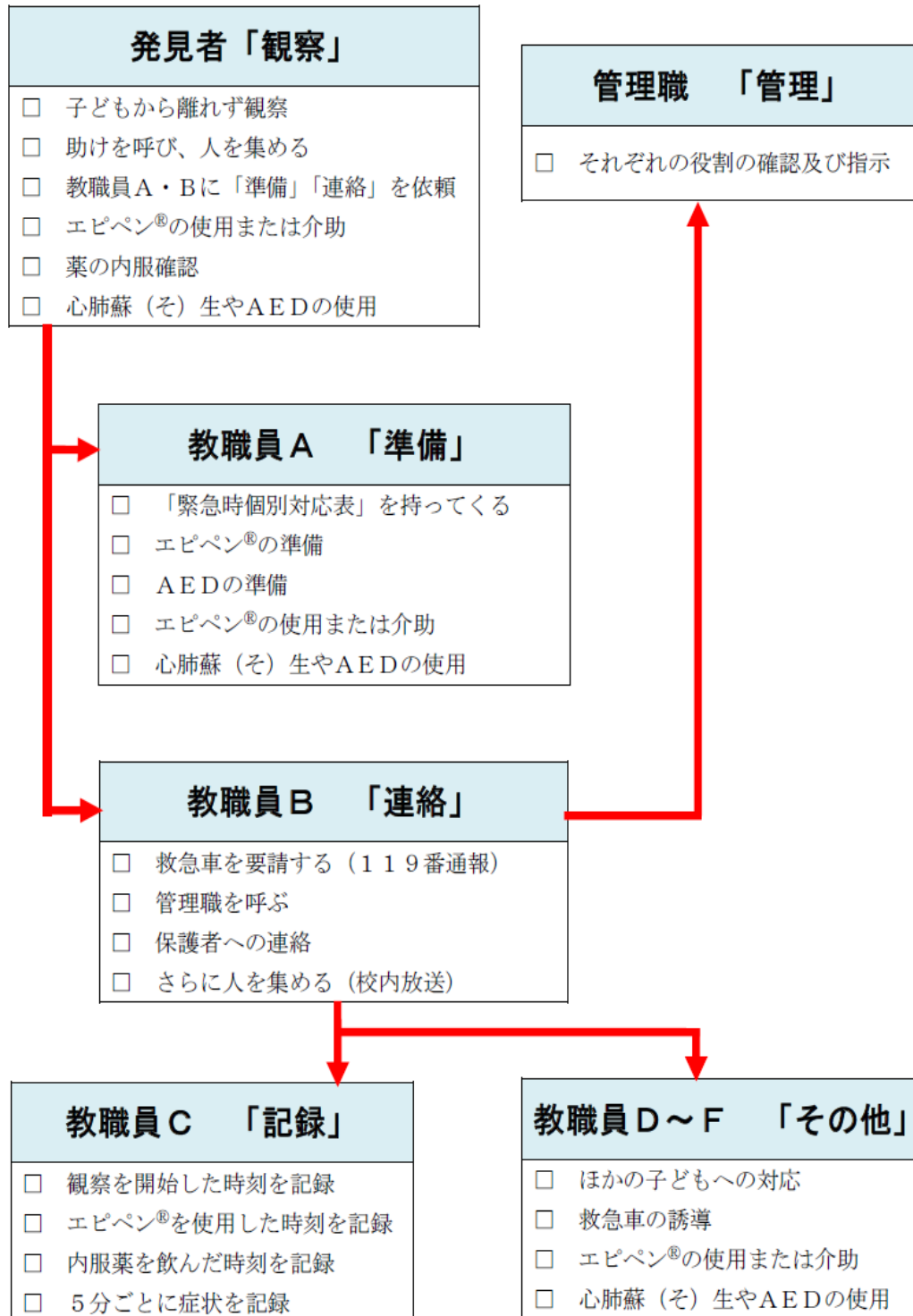
第3条 非常警報を聞いた職員は、直ちに児童に知らせるとともに、速やかに安全なる場所に避難させた後、定められた場所につくものとする。

1 児童は教師の指示に秩序正しく従い、静粛機敏に行動すること。

2 事態急迫の際は、学用品等の所持品を置いて、生命の安全を図ること。

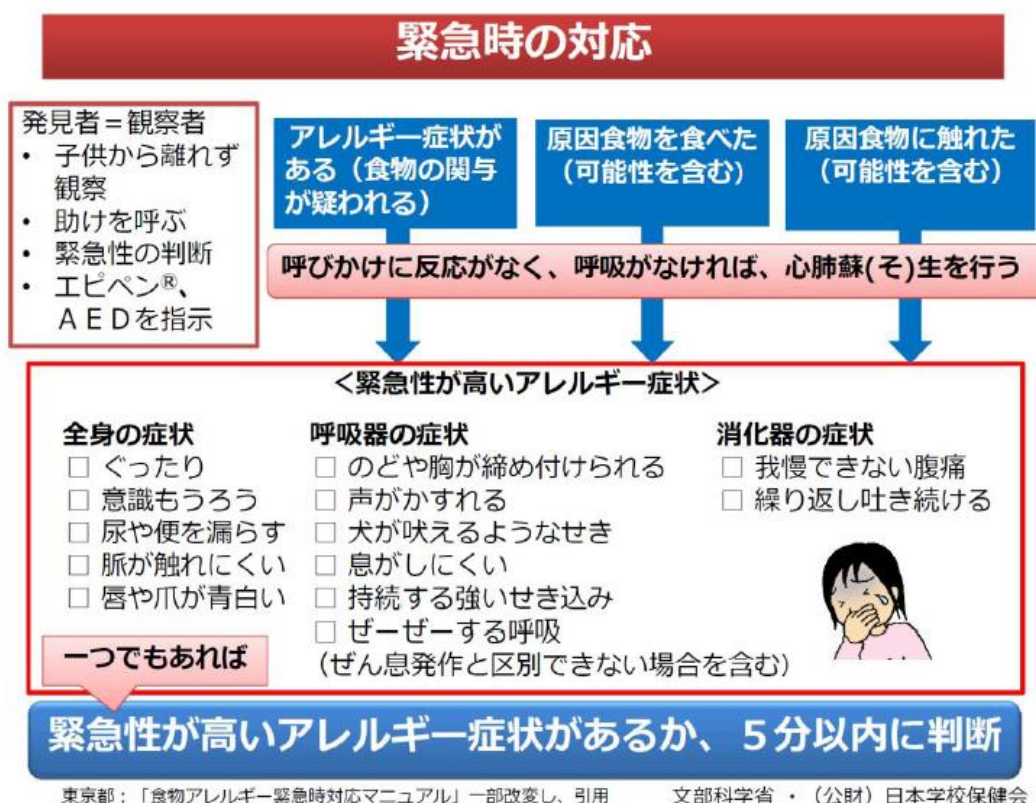
V 学校給食におけるアレルギー事故防止マニュアル

(1) 学校内での役割分担



参考：「学校におけるアレルギー疾患対応資料」文部科学省・（公財）日本学校保健会（平成27年3月）

(2) 緊急時の対応



東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

文部科学省・（公財）日本学校保健会

緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- ・ 救急車を要請（119番通報）
- ・ ただちにエピペン[®]を使用
- ・ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う ➡ AEDの使用
- ・ その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない！**

＜安静を保つ体位＞

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しくあお向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後によりかからせる

- ・ その場で救急隊を待つ

文部科学省・（公財）日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

(3) エピペン®の使い方

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える

**注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！**

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくる場所です。絶対に指や手等で触れたり、押しつけないでください。

文部科学省・(公財)日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

エピペン®の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を **しっかり押さえ**、動かないように固定する

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もないことを確認しましょう。

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



座位の場合

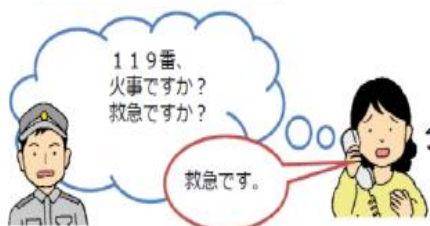
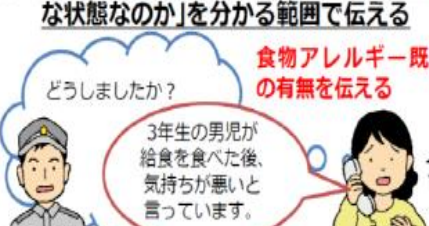
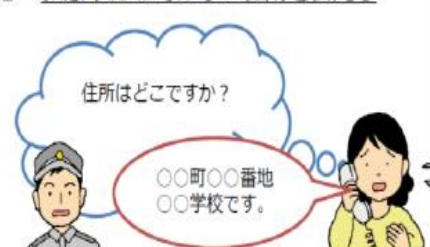
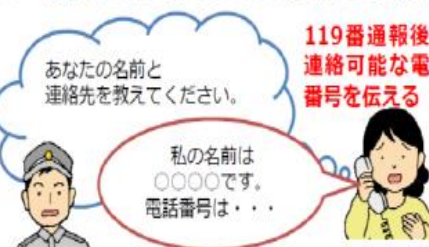


東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

文部科学省・(公財)日本学校保健会

(4) 救急要請（119番通報）のポイント

救急要請（119番通報）のポイント

① 救急であることを伝える 	③ 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を分かる範囲で伝える 食物アレルギー既往の有無を伝える 
② 救急車にきてほしい住所を伝える 	④ 通報している人の氏名と連絡先を伝える 119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える 

※ 救急隊から、その後の状態確認などのため、電話がかかってくることもある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・必要に応じて、救急隊が到着するまでの応急手当の方法を聞く

文部科学省・（公財）日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

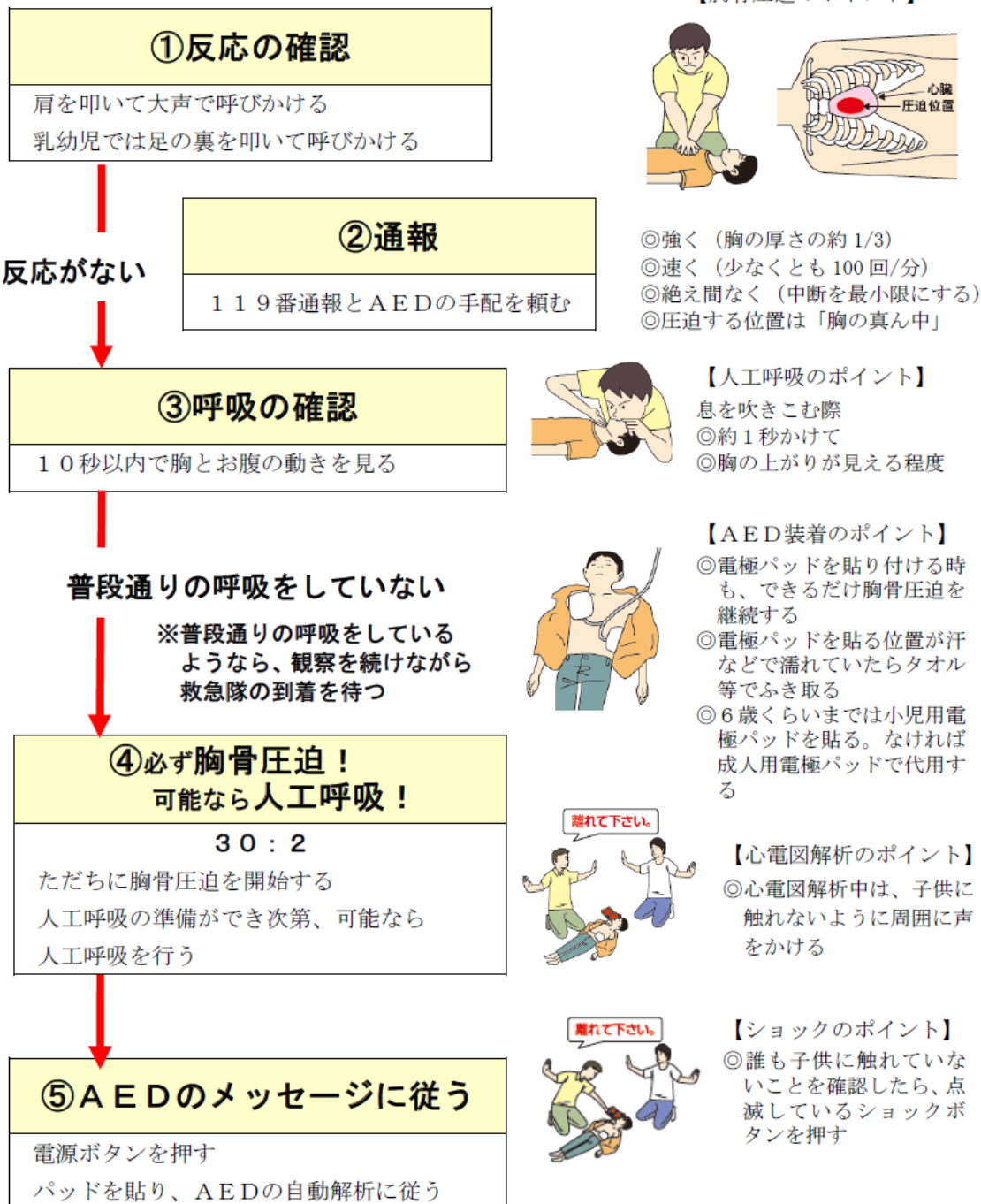
【救急要請（119番通報）時の注意事項】

- 1 エピペン[®]所持児童生徒について、救急搬送を依頼（119番）する場合、消防本部（局）通信担当員へ、エピペン[®]を処方されている児童生徒であることを伝える。
- 2 救急隊到着時、「緊急時連絡票」（例8、P41）（写し）を救急隊員に渡す。（ただし、事前に保護者の承諾を得ている場合に限る。）

(5) 心肺蘇生とAEDの手順

○強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

○救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



Ⅵ 食中毒事故発生時の対応

【参考資料 1】

感染症・食中毒（疑い）事故発生時の措置

区 分		措 置 事 項	説 明
学 校 (学 校 長)	児童生徒 の異常の 早期発見	(1) 早期発見体制の確立	(1) 平素の健康状況(欠席者数・原因等)を十分把握しておく。(欠席者数の異常増加に注意) (2) 外部からの情報収集体制の確立(保護者等へ異常を感じたら学校へ連絡をとるよう依頼)
		(2) 欠席原因	腹痛・下痢・嘔吐・発熱を伴っているか。
		(3) 登校者の症状	腹痛・下痢などの症状があるか。
	食中毒(疑い)の発生	事故処理チームの編成 (緊急体制)	的確な対処
	1 記録班	記録担当者←学年←学級 ↓報告 校長・教頭	(1) 学級毎の患者数の正確な把握 欠席者数 症状別 出席者数 症状別 (2) 患者の経過状況の把握 (3) 食中毒事故の顛末の記録
			年月日毎 作成された資料 ↓ 各班へ配付
	2 渉外班	担当者 (1) 学校医へ報告 (患者数・症状等)	学校医の指示を受ける。 (参考) 患者診断医→健康福祉センター(保健所) (届出)
		(2) 市町教育委員会へ報告 (患者数・症状等) 共同調理場へ連絡 (受配校の場合)	市町教育委員会→健康福祉センター(保健所)へ 連絡する。 → 給食に異常を感じた場合
		(3) 保護者への状況説明	事故の発生と経緯、対応状況等を説明し、保護者に 動揺がないよう配慮するとともに協力を依頼する。
		(4) 学校薬剤師への報告	学校薬剤師に連絡し協力を得る。
		(5) 山口県学校給食会への報告	給食会の取扱物資に要因があるとき。
		(6) その他外部との連絡・調整	報道関係者への対応。(責任ある立場にある者が市町 教委と連絡をとって対応する。)
	3 校内調 整班	担当者 (1) 臨時健康診断	学校医・健康福祉センター(保健所)の指示による。
		(2) 出席停止	(1) 理由及び期間を明確にする。 (2) 学校医等の意見を聞いて実施する。
		(3) 臨時休業	(1) 学校医の意見を聞き、市町教委に連絡し、設置者 の指導により休業の措置をとる。 (2) 休業中の生活指導・学習指導・保健指導を適切に する。 (3) 授業再開←児童生徒の罹病状況・症状の把握 (必要に応じて再臨時休業)
		(4) 給食停止	学校医・学校薬剤師・健康福祉センター(保健所) の指示・教育委員会の指導等に従うこと。
		(5) 学校行事の変更又は中止	状況に応じた適切な措置、事故発生日及び事故継続 中の学校行事について配慮すること。

	4 原因究明班	担当者	原材料及び調理済み食品を 50 g 以上、－20℃以下で、2 週間以上保存する。
		(1) 保存食の確認	衛生機関の求めに応じられるよう資料作成。
		(2) 献立表の準備、調理方法等について整理	資料→各班へ配布
		(3) 喫食調査	教育委員会・健康福祉センター（保健所）等の指示を得て原因除去・予防
共同調理場		(4) 給食物資等一覧表の作成	物資名、数量、製造年月日、購入年月日及び時間、包装状態、購入先（所在地、電話番号）購入時の状況、購入後の保管状況。
		(1) 調理の中止	(1) 受配校・その他から「食中毒」又は「食中毒の疑い」の連絡があった場合は、調理を一時中止して関係機関の指示を待つ。 (2) 連絡のあった学校以外へ給食中止の連絡。
		(2) 給食物資等一覧表の作成	物資名、数量、製造年月日、購入年月日及び時間、包装状態、購入先（所在地、電話番号）購入時の状況、購入後の保管状況。
		(3) 調理方法等について整理	調理の順序及び方法、時間経過（配送まで）。
		(4) 調理従事者の健康管理表	下痢の有無、化膿症又は皮膚病の有無、検便の実施状況。
		(5) 保存食の確認	原材料及び調理済み食品を 50 g 以上、－20℃以下で、2 週間以上保存する。
市町教育委員会		(6) 市町教育委員会へ連絡	受配校からの給食内容について異変の報告があった場合、教育委員会と連携して対処。 市町教育委員会→県教育委員会
		(1) 県教育委員会へ報告 健康福祉センター（保健所）へ連絡	学校からの報告を求めて (1) 発生学校名、学校長名、学校規模 (2) 発生学校所在地 (3) 発生年月日 (4) 患者数…学校別・学年別・症状別・児童生徒と教職員別 (5) 欠席状況、出席停止の状況
		(2) 学校・共同調理場の指導・管理	健康福祉センター（保健所） ・県教委の指導を得て行う。
		(3) 保護者への状況説明	学校と協力して、保護者に対し、事故発生の状況、対応の様子等を説明し、協力を求める。
		(4) 外部との連絡・調整 ・保護者・県教育委員会との連絡・調整 ・報道機関への発表	(1) 健康福祉センター（保健所） (2) 県教育委員会 (3) 報道機関への対応…事情に精通した責任ある立場の者
			・県教委は報告に基づき指導 ・健康福祉センター（保健所）は連絡に基づき市町教委とともに現場（学校・共同調理場）指導を行う 発表内容の 精選、統一

食中毒（疑い）発生時の提出書類について

準備が必要な関係書類（①～⑬は速やかに提出）

- ① 学校（共同調理場）における感染症・食中毒発生状況報告書

【速報用・様式 2】

- ② 患者数の状況 毎日

学年ごとの児童生徒数及び教職員数を記載

- ③ 献立表 2週間分

使用食品を記載

- ④ 調理作業工程表 2週間分

- ⑤ 作業動線図 2週間分

- ⑥ 温度記録表 2週間分

- ⑦ 給食用物資検収表 2週間分

- ⑧ 検食簿 2週間分

- ⑨ 学校給食従事者の検便検査結果 直近のもの

- ⑩ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録簿 2週間分

- ⑪ 学校給食日常点検表 2週間分

- ⑫ 発生経過

時系列にまとめたもの

- ⑬ 保健所の指示事項

- ⑭ 学校医等の指示事項

- ⑮ 調理室の平面図

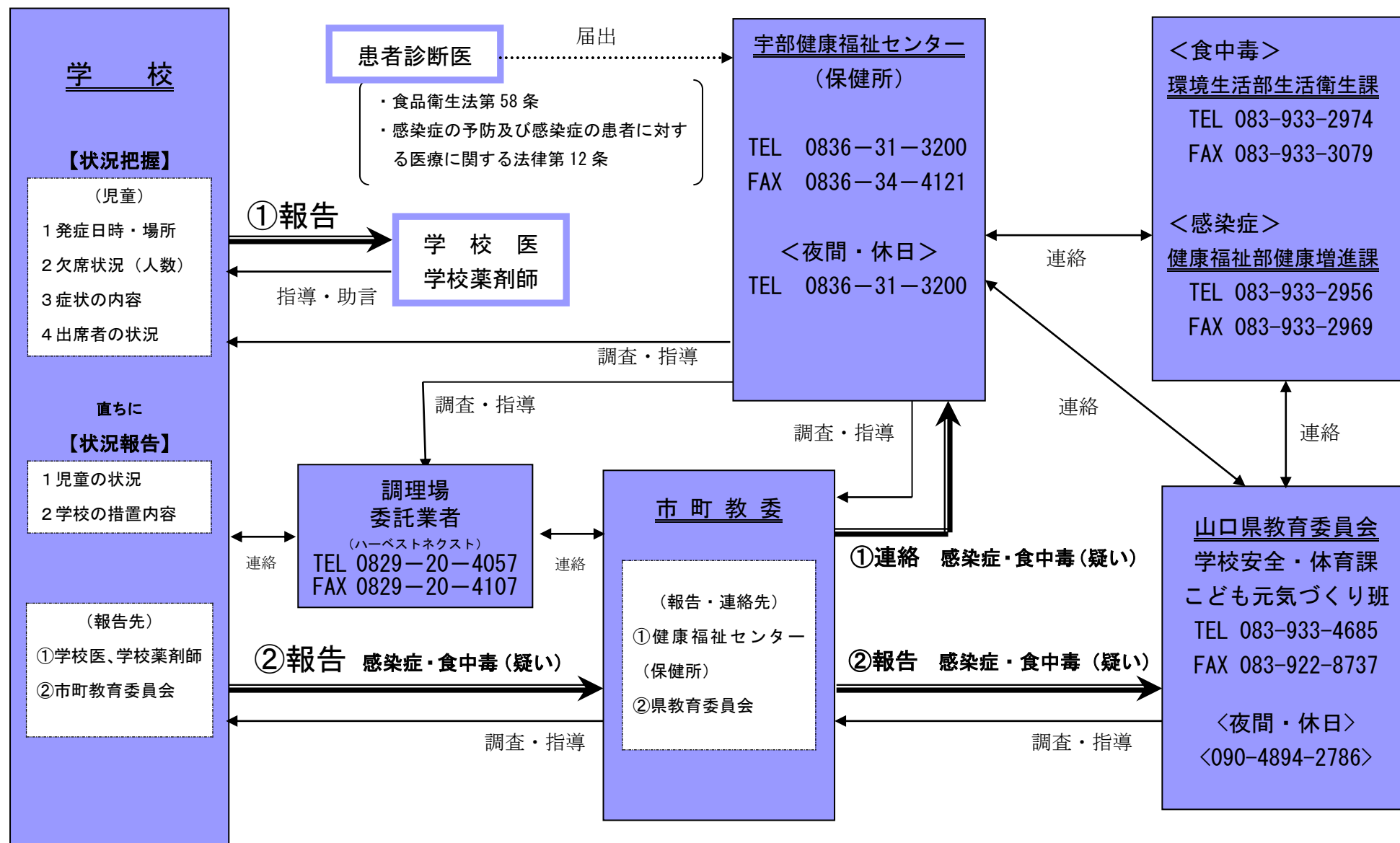
- ⑯ 保存食記録簿

- ⑰ その他

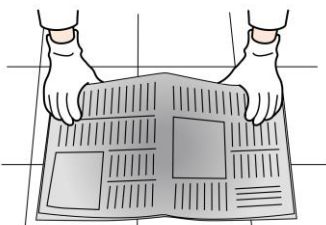
市町立用

感染症・食中毒(疑い)事故発生時の措置

(速やかに適切な措置)



嘔吐物等の処理手順

①児童を遠ざけ、窓を開ける。 	②嘔吐物にサツクリーンをかけ、固める。 	③保健室に連絡に行かせる。 
④嘔吐物を外側から集めながら拭き取る。 	⑤集めた嘔吐物やペーパータオルは、1次回収袋(色つき)に入れて、密閉する。 	⑥嘔吐物のあった周辺は、<u>消毒液</u>をしみこませたペーパータオル等で、できるだけ広い範囲拭き取り、もう一枚の1次回収袋に入れ、密閉する。 
⑦2つの1次回収袋とゴム手袋・エプロン・マスクを一緒に、バケツに取り付けた2次回収袋(透明)に入れる。<u>(ゴム手袋は、裏返ししながら取り外す)</u> 	⑧2次回収袋は、内側を触らないように注意しながら密閉し、可燃ゴミとして捨てる。 (※教室のゴミ箱には放置しない。指定の屋外ゴミ捨て場へ捨てる。) 	⑨廃棄終了後、手洗いとうがいを念入りに行う。 

【 教室に常備しておくもの 】

☐古ぞうきん、新聞紙など ☐ポリ袋 (給食食器用)

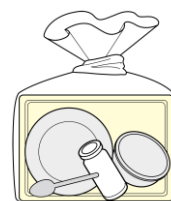
【 保健室からの配付処理セット 】

☐消毒液 ☐使い捨て手袋 ☐マスク ☐ペーパータオル、タオル
☐嘔吐用袋 ☐バケツ

吐物のついた食器の処理について

○教室・・・嘔吐物を上の方法で処理し、食器は大きなビニール袋へ入れて保健室へ

○保健室・・・洗浄・消毒後、調理従事者に報告し給食室へ返却する。



VII 異物混入時の対応

異物混入が発生した場合の対応の流れ

平成27年5月

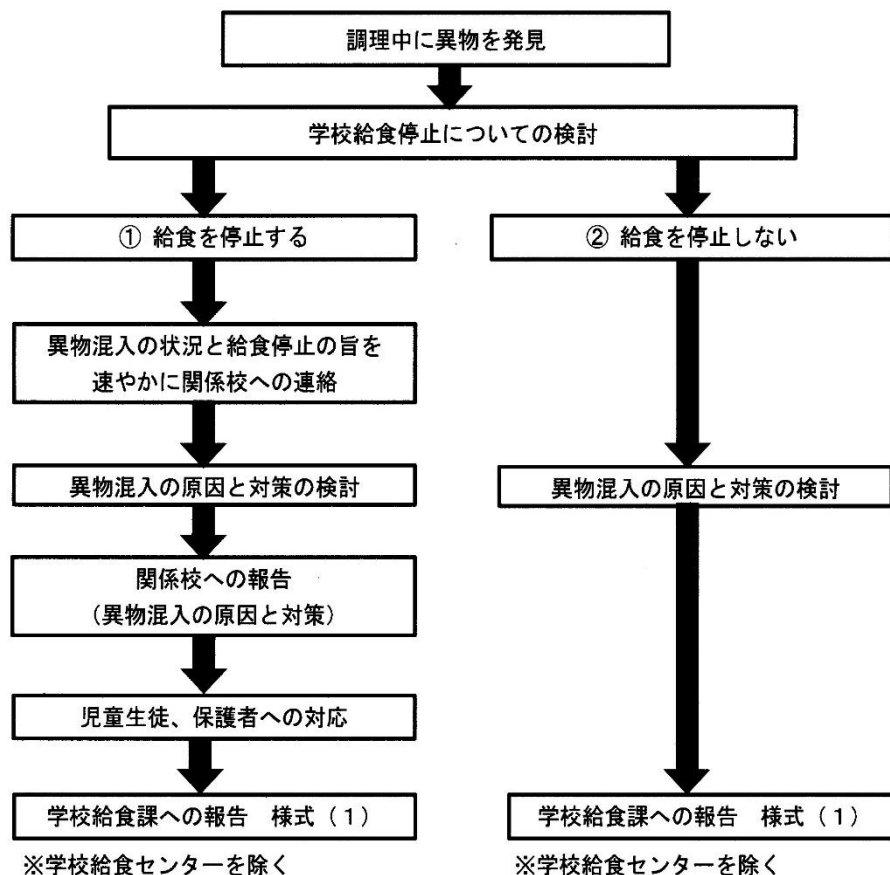
1. 調理場内（配送している調理場）で、異物を発見した場合の調理場長の対応

調理場長は、「危険物の混入があった場合」及び「異物の大量混入の恐れがある場合」は、学校給食の停止について検討を行い、以下の①②の対応を行うこと。

また、学校給食課に報告（様式（1））すること。（学校給食センターを除く）

① 給食を停止する場合は、関係校に異物混入の状況と給食停止の旨を速やかに連絡するとともに、異物混入の原因と対策を検討し、関係校に報告すること。

② 給食を停止しない場合は、異物混入の原因と対策を検討すること。

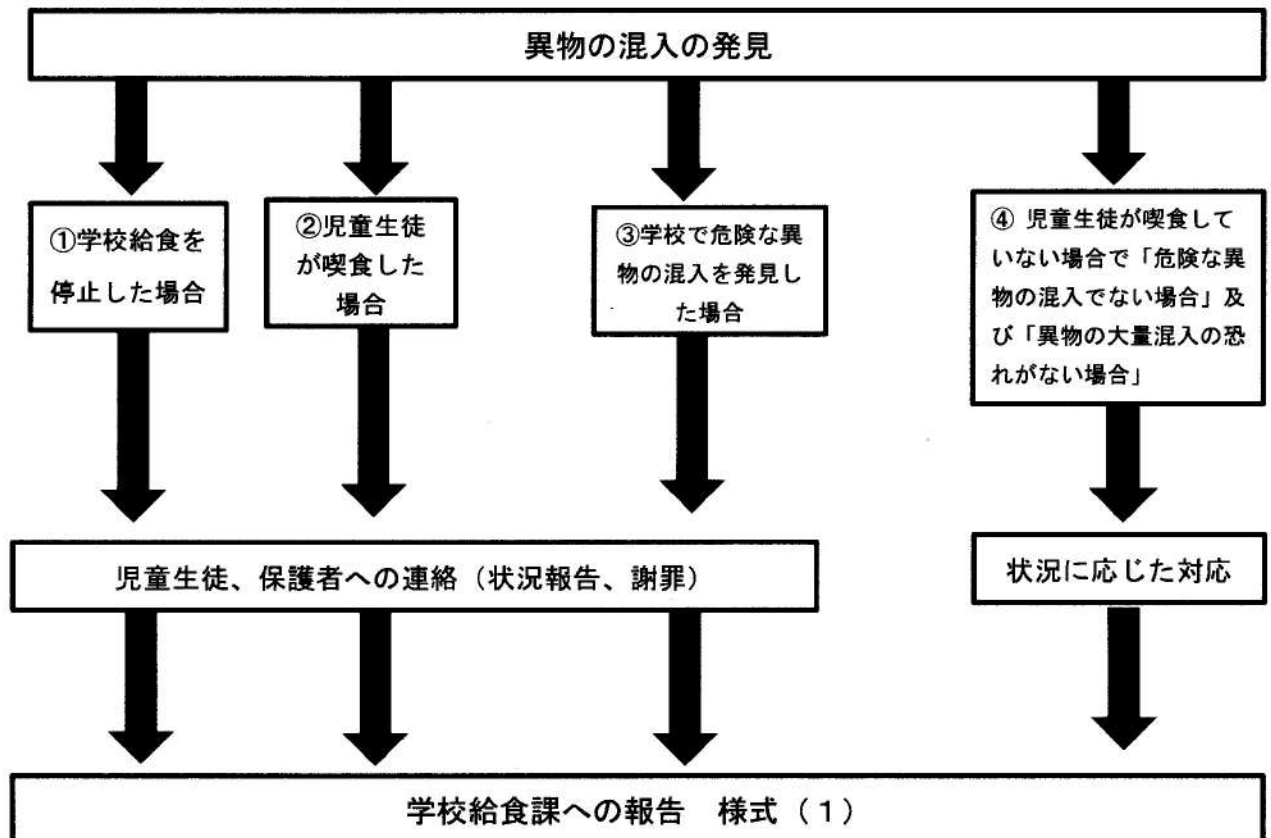


2. 学校内で異物を発見した場合の校長の対応

(1) 単独校の場合

校長は、「危険な異物の混入があった場合」及び「異物の大量混入の恐れがある場合」は当該発見学級を含む学校全体の喫食を停止するかどうかについて判断し、以下の①～④の対応を行うこと。また、学校給食課に報告（様式（1））すること。

- ① 学校給食を停止した場合は、保護者に対し連絡すること。
- ② 児童生徒が喫食した場合は、保護者に対し連絡すること。
- ③ 教室で危険な異物の混入を発見した場合は、保護者に対し連絡すること。
- ④ 児童生徒が喫食していない場合は、状況に応じて対応すること。



3. 関係機関への報告

重大な異物混入等（下記①～③）があった場合は、学校給食課長は、教育長、教育部長、教育次長、学校教育課に報告し、市長等（市長・副市長、市教育委員会、県学校安全・体育課、宇部環境衛生保健所）に報告すべき事案かどうか協議する。

また、市長等に報告すべき事案と判断した場合は、関係機関に報告する。

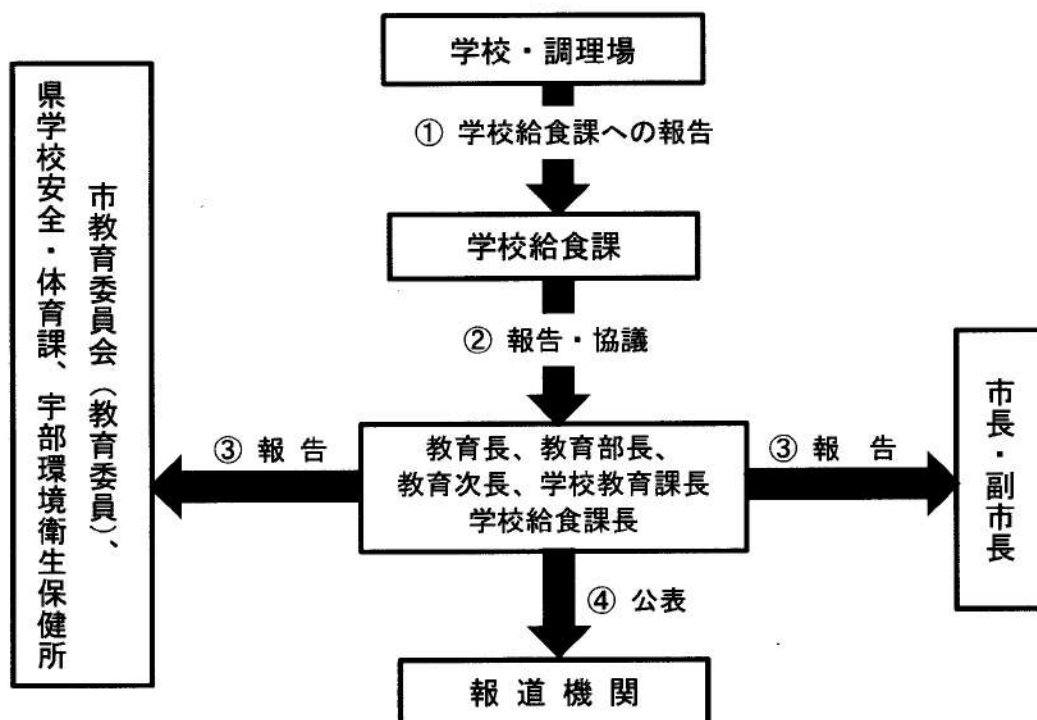
なお、報道機関への報告については、広報シティセールス部と協議し決定する。

- ① 特定の児童生徒が異物を喫食し、けがをした場合及び精神的ショックがあった場合

※ 精神的ショックとは、「異物混入により精神的なショックを受け、医師の受診を要する場合」や「異物混入により精神的なショックを受け、学校を休まなければならない場合」などの状況を言う。

- ② 業務上の重大な過失等により、給食を停止した場合
③ その他、危険物（金属やガラス類など）が混入した場合や、異物の大量混入があった場合など、学校給食課長が報告すべきものと判断した場合

関係機関への報告の流れ



学校給食における異物混入等発生時の対応

◆ 対応の基本

- ・ 児童の安全確保を第一とする。
- ・ 影響の拡大を防止する観点から、その他の児童生徒、他校で発生の可能性も考慮する。
- ・ 該当児童はもとより、給食の内容の変更、中止等の影響を受けた児童の保護者には説明を行う。

◆ 対応のながれ

異物混入等発見

初動対応（担任等）

- ☐ 該当児童の喫食を中断
- ☐ 異物混入等の状況・範囲等を迅速に把握
- ☐ 可能であれば給食を交換して再開、またはその他の児童の喫食中止
- ☐ 管理職・調理場への報告
- ☐ 異物及び現状の保存

重大事案の場合

- ☐ 応急処置
- ☐ 救急要請
- ☐ 該当児童の保護者への緊急連絡

初期対応（管理職、栄養教諭、養護教諭 等）

- ☐ 学校全体の異物混入等の状況・範囲等を迅速に把握
- ☐ 混入状況に応じて、対応を決定
 - 例** 一部料理・一部食品の喫食中止
 - クラスのみ・全校の喫食中止 等
- ☐ 健康被害の有無の確認
- ☐ 健康被害の生じるおそれのある場合は健康観察
- ☐ 写真による記録
- ☐ 児童への説明（必要に応じて）
- ☐ 該当保護者への連絡
- ☐ 保護者へ連絡文書作成・配付（必要に応じて）
- ☐ 市教委への報告（電話による一報）
- ☐ 納入業者への連絡・原因究明の要請（必要に応じて）
- ☐ 市教委への報告（市教委の様式による）

重大事案の場合

- ☐ 市教委への支援要請
- ☐ 保健所への連絡
- ☐ 警察への連絡
- （必要に応じて）

事後対応

- ☐ 健康被害の生じるおそれのある場合は健康観察
- ☐ 児童の不安解消
- ☐ 原因の究明、再発の防止
- ☐ 保護者へ説明

不審者への緊急対応

初期対応

関係者以外の学校への立ち入り

不審者かどうか

退去を求める

危害を加える
恐れはないか

隔離・通報する

組織的対応1

教職員へ緊急連絡
暴力行為の抑止と退去の説得
110番通報
別室に案内し隔離
教育委員会へ緊急連絡・支援要請

子どもの安全を守る

組織的対応2

防御(暴力の抑止と被害拡大の防止)
移動阻止
全校への周知 子どもの掌握
避難誘導 教職員の役割分担と連携
周辺の店や子ども110番の家等との連携
警察による不審者の確保

負傷者がいるか

応急手当などをする

救急隊到着までの応急手当 119番通報
被害者等への心のケア

事後の対応や措置をする

事件・事故対策本部

情報の整理と提供 保護者等への説明
心のケア
教育再開準備
報告書の作成 災害共済給付請求

緊急事態発生時の対応

事後の対応

110番通報マニュアル

「不審者の通報です。」
「こちらは、
宇部市立上宇部小学校です。」

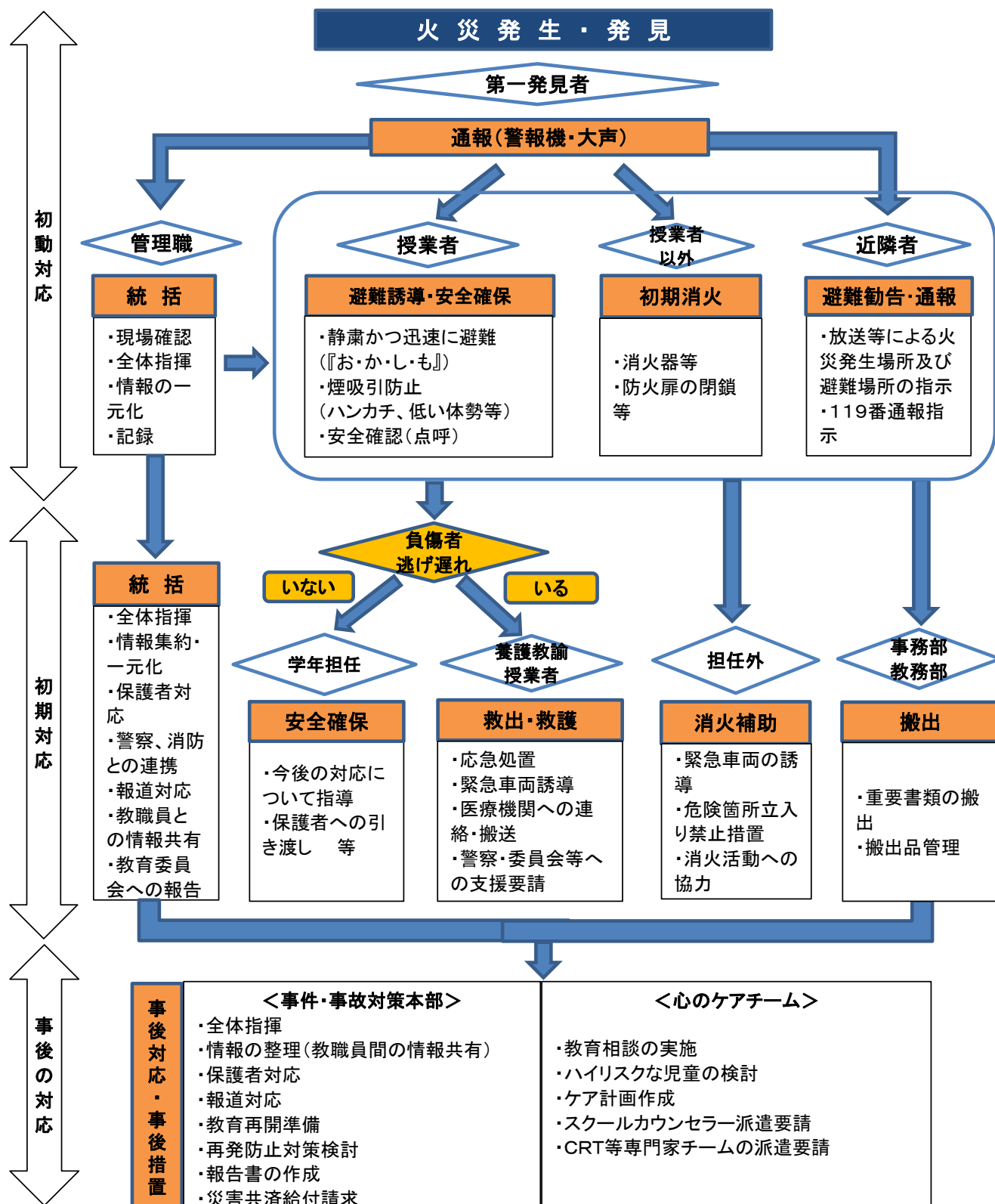
【学校情報】

- ①電話番号 (0836)21-3159
- ②住所 宇部市大小路3-2-17
- ③通報者の氏名

【状況説明】

- ①人数
- ②年齢
- ③性別
- ④服装
(色、帽の有無、メガネ等)
- ⑤人相(髪型、ひげ、顔の特徴等)
- ⑥体型(身長、体格)
- ⑦持ち物(凶器の所持)
- ⑧負傷者の有無
などについて、わかる範囲で説明する

火災発生時の緊急対応



119番通報マニュアル

【学校情報】

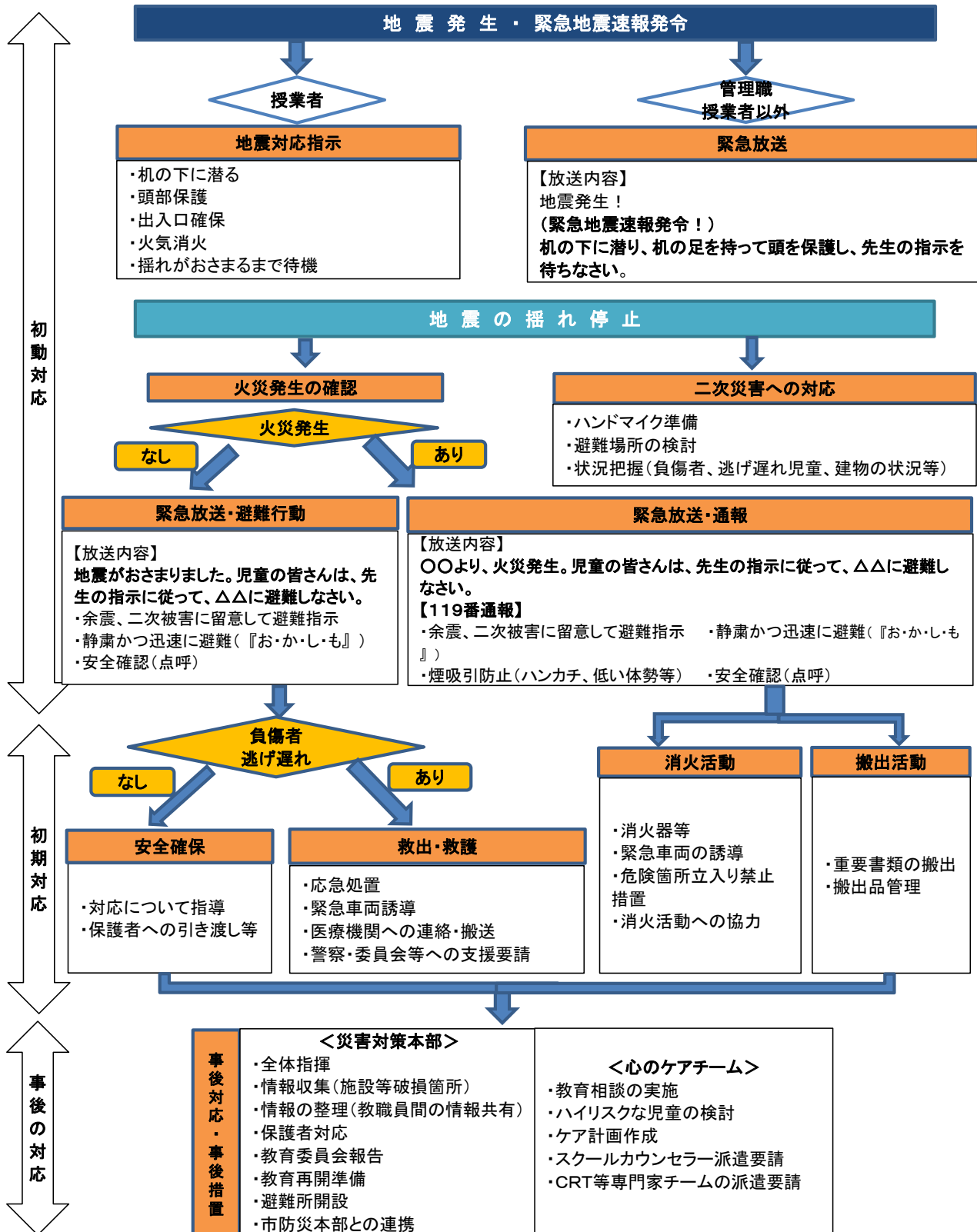
- ①電話番号 (0836)21-3159
- ②住所 宇部市大小路3-2-17
- ③通報者の氏名

※消防本部から、必ず「火事ですか？救急ですか？」と尋ねられる。

「火事です。」と返答する。

その後は、聞かれたことについて分かる範囲で答える。(出火場所、現在の状況等)

地震発生時の緊急対応



119番通報マニュアル

【学校情報】

- ①電話番号 (0836)21-3159
- ②住所 宇部市大小路3-2-17
- ③通報者の氏名

※消防本部から、必ず「火事ですか？救急ですか？」と尋ねられる。

「救急です。」または「火事です。」と返答する。

その後は、聞かれたことについて分かる範囲で答える。(現在の状況等)

交通重大事故への緊急対応

第一報の受理

関係教職員の緊急招集

情報共有・責任者の指示事項

- 第一報の情報共有
- 情報収集・伝達経路の確認
情報収集者 → 情報管理者(教頭)
 - * 警察・消防からの情報収集
 - ・5W1H、搬送先、他の被害者の有無
 - * 事故現場への複数教員派遣
《生徒指導担当、同学年担当等》
 - ・状況・目撃児童等の確認等
- 連絡
 - * 被災児童等の保護者への連絡
《担任等》
 - * 教育委員会への速報
 - ・状況によっては協力要請
- 報道窓口の一本化《教頭》
- 記録開始 《教務主任》

校長(教頭)

- 搬送先病院へ急行
 - * 管理下の場合謝罪
 - * 保護者への付き添い
 - * 病院関係者等から情報収集
 - * 学校への連絡

教頭

- 教職員への指示
 - * 情報収集
(情報の一元化)
 - * 教育委員会への連絡
 - * ハイリスク児童等の把握

教職員

- 情報収集
- ハイリスク児童等の把握

重傷・重体

死亡

校長(教頭)

- 遺体が自宅に戻るまで付き添う
- 遺族の兄弟姉妹への配慮を指示
- 献火等の指示

登校中

危機対応組織編成

- 緊急職員会議
- 教育委員会への協力要請

下校時・放課後

危機対応組織編成

- 教職員の緊急招集
- 教育委員会への協力要請

事後の対応・措置

- 保護者への付き添い継続
または経過観察
- 心のケア
 - * SC等の支援
- 報告書の作成
- 交通安全指導

事後の対応・措置

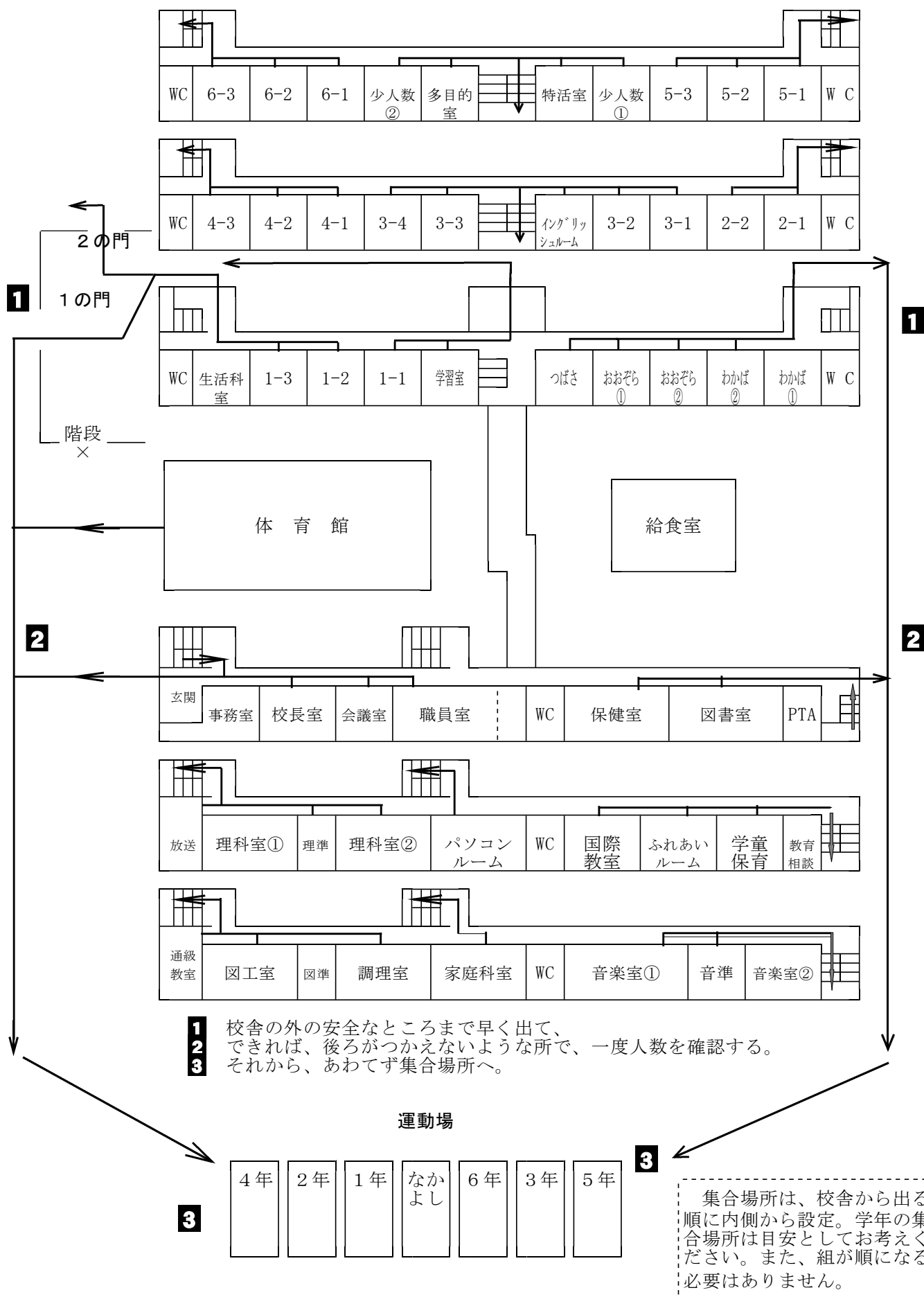
- 遺族対応
- 心のケア
 - * 目撃児童、友人の把握
 - * 関係保護者へのケア要請
 - * SC等の支援
- 報告書の作成
- 全校児童への通知・指導等

初動対応

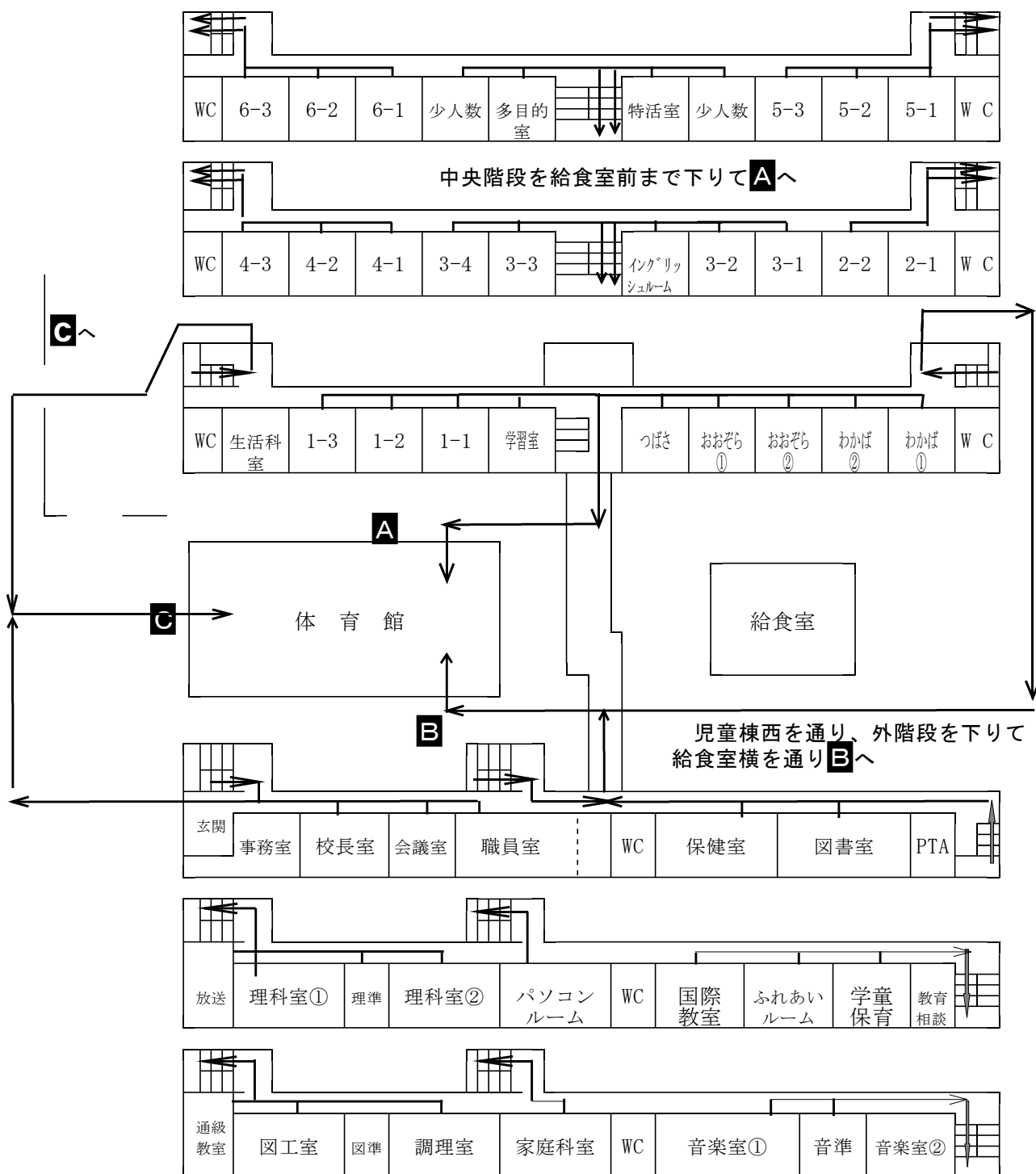
初期対応

事後の対応

【資料1】R7 避難経路(地震・火災・不審者) 【運動場】



【資料2】R7 避難経路(地震・火災・不審者) 【体育館】



避難経路

Aから→ 1年、3年 なかよし

Bから→ 2年、5年

→ 管理棟東側教室 管理棟中央教室

Cから→ 4年、6年

→ 管理棟西側教室

Ⅷ 弾道ミサイルによるＪアラート受信時の行動について

宇部市立上宇部小学校

- 1 Jアラートを受信した者は、直ちに管理職に報告するとともに、校内放送で全校に知らせる。

ミサイルが発射された模様です
運動場や建物の外にいる人は、すぐに建物の中に避難してください
教室や体育館にいる人は、カーテンを閉めて、窓から離れてください

- 2 ミサイルが通過し、落下の危険性がないと判断されるまで、静かに待つ。
- 3 ミサイル落下の危険性がないと判断したら、校内放送で全校に知らせる。

ミサイル落下の危険がなくなりました
通常の授業に戻ってください
運動場や屋外に出てもいいです

内閣官房「国民保護ポータルサイト」より



弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

- ①速やかな避難行動
- ②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

—— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます ——



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



首相官邸



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
[@Kantei_Saigai](https://twitter.com/Kantei_Saigai)



Jアラート (例)直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合** できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
地下：地下街や地下駅舎などの地下施設
- 建物がない場合** 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合** 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。



近くにミサイル落下！

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

月			4	5	6	7・8	9	10	
月の重点目標			通学路を正しく歩こう	休み時間を安全に過ごそう	雨の日に安全な生活をしよう	夏休みの決まりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	乗り物に乗るルールを知ろう	
安全 教育	安全 学習	生活	・道具の使い方	・スコップの使い方	・校区探検時の交通安全	・虫探しの時の安全	・はさみやカッターの使い方		
		理科	・野外観察時の安全 ・実験器具の正しい使い方	・虫めがねやアルコールランプの使い方	・土地のつくりと変化 ・地震、台風	・夜間観察の安全	・台風と天候の変化	・太陽を観察するときの注意	
		図工	・用具の安全な取り扱い	・写生場所の安全な選定	・のこぎり、かなづちの使い方	・電動糸のこの使い方	・小刀の使い方		
		家庭	・針・はさみの使い方	・ミシンの使い方	・食品の取り扱い ・ガスコンロ、包丁の使い方	・家庭内の安全	・洗濯機、アイロンの使い方	・食品の取り扱い ・ガスコンロ、包丁の使い方	
		体育	運動場の安全	・集団行動時の安全	・水泳時の安全	・水泳時の安全	・固定施設、運動器具の使い方	・用具の使い方	
	安全 指導	学級活動	・安全な登下校 ・通学路の様子 ・「いかにのすし2」の確認	・子ども110番 ・休み時間の安全	・雨天時の登下校と校内での過ごし方 ・安全なプールの利用 ・生命(いのち)の安全教育	・KYT安全学習 ・夏休みの安全な過ごし方	・運動時の事故とけが	・乗り物の安全な利用 ・野外活動時の安全	
		児童会	・委員会活動 ・代表委員会	・運動会準備片付 ・クラブ活動 ・委員会活動	・たてわり班集会 ・クラブ活動 ・委員会活動	・クラブ活動 ・委員会活動	・委員会活動	・集会活動 ・クラブ活動 ・委員会活動	
		学校行事等	・始業式 ・入学式 ・避難訓練 ・見守り隊の方との対面式 ・1年生交通安全教室	・新体力テスト ・遠足 ・社会見学 ・体育発表会	・プール掃除 ・引き渡し訓練 ・4年生自転車教室	・終業式 ・(水泳記録会) ・始業式	・修学旅行	・宿泊学習 ・社会見学 ・WakuWakuスポーツフェスタ	
	学校安全に関する活動			・春の交通安全運動 ・交通指導	・交通指導 ・救急法の講習 ・熱中症対策	・交通指導 ・自転車の乗り方教室	・交通指導	・交通指導 ・熱中症対策	・交通指導
	学校安全管理			・校内安全点検 ・通学路の確認(危険箇所) ・防災用具の点検 ・防火扉、消火器の点検	・校内安全点検 ・通学路の確認(道筋・危険箇所)	・校内安全点検 ・AEDの確認 ・プールの管理	・校内安全点検 ・プールの管理 ・通学路の確認(道筋・危険箇所)	・校内安全点検	・校内安全点検

月			11	12	1	2	3
月の重点目標			災害に備えた 生活をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	交通ルールを守ろう	安全な生活を心がけよう
安全 教育	安全 学習	生活		・冬の遊びの安全	・冬の遊びの安全		
		理科	・薬品の取り扱い		・バーナーの使い方		
		図工	・ニスの取り扱い		・彫刻刀の使い方	・彫刻刀の使い方	
		家庭	・快適な住まい	・暖房器具の取り扱い		・針、はさみの取り扱い	
		体育	・持久走の時の安全	・マット、跳び箱の安全	・なわとびの時の安全	・寒い時の運動 ・なわとびの時の安全	
	安全 指導	学級活動	・災害時の正しい行動 ・集会の時の安全	・冬休みの安全な過ごし方 ・ストーブ使用時の安全	・災害時の安全 ・ストーブ使用時の安全	・なわとび大会の時の安全 ・ストーブ使用時の安全	・ストーブ使用時の安全 ・春休みの安全な過ごし方
		児童会	・クラブ活動 ・委員会活動	・クラブ活動 ・委員会活動 ・集会活動	・クラブ活動 ・委員会活動	・クラブ活動 ・委員会活動 ・代表委員会	・6年生を送る会 ・代表委員会
		学校行事等	・避難訓練 ・社会見学	・持久走大会 ・終業式	・始業式 ・避難訓練		・卒業式 ・修了式
	学校安全に関する活動			・交通指導	・交通指導	・交通指導	・交通指導
学校安全管理			・校内安全点検 ・灯油の安全保管	・校内安全点検 ・灯油の安全保管 ・火元責任者の確認	・校内安全点検 ・灯油の安全保管	・校内安全点検 ・灯油の安全保管	・校内安全点検 ・灯油の安全保管

令和7年度 不審者対応訓練及び引き渡し訓練 実施計画案

1 目的

- 不審者侵入時に、児童及び教職員が落ち着いて行動ができるようにする。
- 大規模地震等の自然災害や凶悪犯罪等の事件・事故が発生した際、保護者へ児童を安全に引き渡すことができるようにする。

2 期日 令和7年6月20日（金） ※中学校区一斉引き渡し訓練

3 状況設定

帽子を目深にかぶり、リュックを背負った挙動不審な者が学校敷地内に侵入してきたため警察に通報したが、警察官が駆けつける直前に逃走し、行方が分からなくなった。

不審者が校区内に留まっている可能性が高く、児童だけの下校は危険と判断した。児童の安全確保のため、保護者に直接引き渡す。

4 日程

- (1) 13:25 〈想定〉
挙動不審者の出現（大声を上げて騒いでいる状況）
警察への通報
- (2) 13:30 校内放送及び学級での指導開始
- (3) 13:40 緊急メール配信
- (4) 14:25 教室での引き渡し開始
- (5) 14:55 不参加児童の一斉下校（学童保育クラブへの下校児童を含む）
※15:15までに、全児童の引き渡しを完了する。
- (6) 児童下校完了後 一斉メール配信（終了報告）

5 訓練当日までの流れ

- (1) 引き渡し訓練実施案内配付【学級担任】
 - ・ 5月12日(月)配付 → 参加申込書提出：5月16日(金)締切
※児童一人につき1枚提出（担任保管）→引き渡し名簿に反映
- (2) 事前連絡打合せ【教頭】
 - ・ 関係機関（学校運営協議会、みまもり隊、交通安全分会、上宇部交番）
- (3) 保護者用マニュアル【教頭：ホームページ掲載】
 - ・ 6月9日(月)掲載
- (4) 引き渡し名簿の作成【教頭】
newNAS 2025年度文書 → ★250620 引き渡し訓練 → R7 引き渡し用児童名簿

6 当日の流れ

教職員

(1) 13:25 事案発生

〈想定〉 不審者が玄関に現れたため児童は教室待機、教頭・生徒指導主任・事務が対応する。校長は、教務主任に全校放送を指示する。

○ 全校への校内放送(暗号)【教務主任】

「緊急放送、緊急放送。漏電漏水警報が玄関付近に出ています。担任の先生方は児童を教室に集めてください。」

(暗号)「漏電漏水警報」…不審者侵入の知らせ、玄関付近…不審者侵入場所

● 教室内に児童を留め、教卓、給食配膳台等で出入口を塞ぐ。【学級担任】

(2) 13:30

〈想定〉 不審者は警察官が駆けつける直前に逃走し、行方が分からなくなった。教頭・生徒指導主任・事務が校地内に再び侵入していないことを確認するとともに、侵入防止のため児童棟入口を施錠する。校長は、教務主任に全校放送を指示する。

○ 児童棟の入口施錠~~【教頭・生徒指導主任・事務】~~ →インターホンで指示

(1-3、わかば1、1-1)

○ 全校への校内放送【教務主任】

「学年主任の先生方は、お知らせしたいことがありますので、校長室に集合してください。」

● 同学年教員に学級の児童管理を依頼し、校長室へ移動する【学年主任】

● 全学級で、自習体制を敷く【学級担任】

※ 学年主任は、事前に学級の児童に自習内容を指示しておく。

(3) 13:35 校長室での指示伝達

● 校長室へ集合【学年主任】

○ 学年主任への指示【校長】

帽子を目深にかぶり、リュックを背負った挙動不審な者が学校敷地内に侵入し、大声を上げて騒いでいるため、警察に通報した。

不審者は警察官が駆けつける直前に逃走し、行方が分からなくなった。不審者が校区内に留まっている可能性が高く、児童だけの下校は危険である。

そこで、児童の安全確保のため、保護者に直接引き渡す。

この後、13:40頃に緊急メールを配信し、14:25に児童引き渡しを開始する。各学級で児童引き渡しの体制をとるよう、同学年教員に連絡してほしい。

令和7年度 不審者対応訓練及び引き渡し訓練 実施計画案

(4) 13:40頃 一斉メール配信

〈想定〉みまもり隊長、交通分会長、学校運営協議会長に連絡する。

○ 一斉メール配信【教頭】

訓練。引き渡し訓練。校区内で重大事件発生のため、14時25分から各教室で児童の引き渡しを行いますので、保護者の皆様はお迎えをお願いします。

自転車・歩行者は「2の門、4の門」から、自動車は正門からお入りください。

駐車場は運動場とします。児童棟入口は中央口と東口です。西口は出口専用です。引き渡し開始までは各昇降口で待ち、最も上の学年のお子さんの教室から引き取りを始めてください。来校にあたっては、PTA名札又は運転免許証等の身分証明書を必ず御持参ください。」

(5) 13:50 緊急時引き渡しの学級指導開始

教職員(昇降口担当)、みまもり隊、交通分会、駐在署員配置

○ 全校に校内放送【教頭】

「14:25から引き渡し訓練が始まります。1・2・3年生は下足を取りに行きましょう。4・5・6年生は帰りの準備をしましょう。」

● 各学級で指示【学級担任】

- ・ 下足を取りに行く。

東昇降口…3年 中央昇降口…2年 西昇降口…1年

- ・ 帰りの準備をする。

東昇降口…5年 中央昇降口…6年 西昇降口…4年

※ 特別支援学級の児童は、特別支援学級で引き渡しを行うため、帰りの準備を交流学級で行ってから移動し、その後、下足を取りに行く。

(6) 14:05

○ 全校に校内放送【教頭】

「4・5・6年生は下足を取りに行きましょう。1・2・3年生は帰りの準備をしましょう。」

● 各学級で指示【学級担任】

(7) 14:15 引き渡し準備完了 → 待機

(8) 14:20 昇降口開放

○ 全校に校内放送【教頭】

「これから、保護者の方々が皆さんを引き取りに教室に行かれます。静かに落ち着いて待ちましょう。」

○ 昇降口(中央・東)開放【昇降口管理誘導担当】

(9) 14:25 教室での引き渡し開始

● 各学級での引き渡し【学級担任】

お迎えありがとうございます。

- ① 児童名とお迎えに来られた方のお名前、関係をお願いします。
- ② 児童引き渡し名簿に記入する。
- ③ ○○さん（児童名）をお引き渡しします。気をつけてお帰りください。
訓練へのご協力ありがとうございました。

(10) 14:55 不参加児童の一斉下校

○ 全校に校内放送【教頭】

「これから、今回の引き渡し訓練に参加しない皆さんは下校します。担任の先生の指示に従って、静かに昇降口までおります。交通安全に十分に気を付け、下校しましょう。」

● 不参加児童の一斉下校【学級担任】

※ 参加児童は、引き続き保護者来校まで続行する。

※ 学童保育クラブの児童は、一斉下校をする。

（実際の災害の際は学童保育クラブに移動せず、迎えの場は学校のみとする）

(11) 全児童下校完了後 一斉メール配信

○ 一斉メール配信【教頭】

「引き渡し訓練に御協力ありがとうございました。おかげをもちまして、無事全児童下校完了しました。」

保護者

(1) 13:40 一斉メール受信

(2) 学校へ移動、引き取り ※ 昇降口開放時刻までは、並んで待機する。

A 徒歩・自転車

「2の門」「4の門」から入る → 昇降口(中央・東)※下足を持って
→ 引き取り → 昇降口(西) → 「2の門」「4の門」から出る

※ 「正門」、「3の門」は進入禁止

※ 駐輪場は児童棟北側、サブグラウンド

B 自動車

「正門」から入る → サブグラウンド駐車場、学童施設前通過 →
運動場に駐車 → 昇降口(中央・東)※下足を持って → 引き取り →
昇降口(西) → 運動場 → 中央通路、管理棟前を通過 →

「3の門」から出る

※ 教職員、みまもり隊、交通安全分会、宇部署員の指示に従って通行する。

令和7年度 不審者対応訓練及び引き渡し訓練 実施計画案

みまもり隊、交通分会、宇部署員

- (1) 13:10 会議室に集合
見守り・交通整理の場所及び方法確認
- (2) 13:50 見守り・交通整理

7 役割分担（教職員）

係	担当者	役 割
対策本部	校長（本部長） 教頭	- 緊急事態発生を受けて下校方法決定 - 情報収集 - 全体指示
放送	教務主任	全校放送、学年主任召集
情報	教頭	- みまもり隊等への協力依頼 - 保護者への緊急メール配信 - 関係機関からの情報収集、記録、写真
不審者対応	教頭・桶島・竹中	不審者侵入防止、児童棟入口の施錠指示
問い合わせ 対応	鹿島、大谷、竹中 ※事務室待機	- 保護者等からの問い合わせ対応 - 必要に応じてインターホンで教室と連絡
健康管理	担任 田口、松本	- 待機中児童の健康管理（教室） - ハイリスク児童、不安児童（保健室）
校内車両 誘導	教頭、上宇部交番署員、見 守り隊、交通分会	- 車両の円滑な通過のための誘導 - 指示掲示設置
昇降口管理 誘導	中央・東：宮崎 西：桶島	- 昇降口（中央・東）での保護者管理 - 昇降口（西）への保護者誘導
児童管理	各担任	保護者の確認と児童の引き渡し

8 記録の仕方

番号	氏 名	引き渡し相手 本人との関係	確認方法	引き渡し時刻	備 考
1	〇〇 〇〇	父・母・祖父・祖母・知人	P・免・児童	14:55	
2	△△ △△	父・母・祖父・祖母・知人	P・免・児童	15:00	
3	▼▼ ▼▼	父・母・祖父・祖母・知人	P・免・児童	14:20	
4	●● ●●	父・母・祖父・祖母・知人	P・免・児童	15:10	〇〇さん宅へ

9 その他

- 当日は終日、サブグラウンドの使用を禁止する。